

# 神川町平和のまち宣言(案)

---

令和7年11月14日

## 神川町平和のまち宣言(案)

戦争のない平和な世界は、人類共通の願いです。

私たちは、世界で唯一の戦争による核被爆国として、核兵器を持たず、作らず、持ち込まさずの「非核三原則」~~を~~の遵守~~と~~、広島、長崎の惨禍~~を~~が二度と繰り返され~~ない~~ためにも、核兵器の廃絶を訴えていかなければなりません。

私たちは、美しい水と緑、~~実り豊かな大地が広がる自然~~豊かな自然と歴史ある神川町を後世に継承していくために、戦争も核兵器もない平和な世界の実現を願い、~~神川町合併20年及び戦後80年の節目の年度にあたり~~ここに平和のまちを宣言します。

令和 年 月 日

神川町

### 1、非核三原則の明記

第1回検討委員会において、委員から「非核三原則を知らない方もいる。核兵器を持たず、作らず、持ち込まさず、を盛り込んで」とのご意見をいただいた。

非核三原則は、昭和42年12月11日の衆議院予算委員会において佐藤総理(当時)が「核は保有しない、核は製造もしない、核を持ち込まないというこの核に対する三原則」と表明し、昭和46年11月24日の非核兵器ならびに沖縄米軍基地縮小に関する衆議院決議においても「政府は、核兵器を持たず、作らず、持ち込まさずの非核三原則を遵守するとともに」と使われていることから明記すべきと考えた。

### 2、「実り豊かな大地が広がる自然豊かな」を「豊かな自然と歴史ある」に修正

第1回検討委員会の終了後、委員から「実り豊かな大地が広がる自然豊かな神川町」について、「豊かなという言葉が繰り返されている」とのご意見をいただいた。

「自然豊かな」の削除を検討したが、第2次総合計画のサブタイトルに「～歴史・自然を後世に～」とあることから、それを引用した表現に修正した。

### 3、年度について

法令上の年度は一定の期日から一定の期日までの期間を言うため、年度だけでは曖昧であること、年では宣言予定の令和8年が戦後80年ではなくなること、また、合併20年だけが残ると、合併と宣言が結びつかないことから、併せて削除することとした。

令和7年11月14日 第2回委員会（素案審議）

12月 1日 広報かみかわ12月号にパブリックコメント記事掲載

12月8日（月）～1月7日（水）パブリックコメント実施

令和8年 1月 日 第3回委員会（パブリックコメント結果とりまとめ、素案修正）  
※場合によっては2月

2月上旬 議案提出期限

3月上旬 議会3月定例会（議案上程）